

税金
トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

▶ **令和6年度税制改正**
6月以降の源泉税から減税開始

令和6年分 所得税の定額減税



デフレ完全脱却のための一時的な措置として、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人（いずれも居住者）につき、所得税3万円、個人住民税1万円の計4万円が減税されます。対象者は令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。実施に当たっては、各人別控除事績簿などを作成して、月次減税額と各月の控除額等を管理することになりますが、実施は6月からになりますので、早めの準備を行いましょ。

1 給与所得者の定額減税

① 所得税の定額減税

給与所得者に対する所得税の定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者に対して行われます。令和6年6月1日以後に支払う給与や賞与から控除する事務（月次減税事務）と、年末調整の際に精算を行う事務（年調減税事務）の2つの事務が行われます。

減税額 本人 **30,000円**
同一生計配偶者及び扶養親族
1人につき **30,000円**

(1) 月次減税事務

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族がいる場合は、最初の月次減税事務を行うときまでに、納税者本人から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出を受けておきます。

控除しきれない額がある場合は、以後支払う給与等の源泉徴収税額から順次控除します。月次減税事務においては、基準日在職者の各人別の月次減税額と各月の控除額等を管理することになります。給与システムなどが未対応の場合は、国税庁から提供されている「各人別控除事績簿」のフォームを活用すると良いでしょう。

(例) 同一生計配偶者、扶養親族2名の場合

(月の所得税額が **35,000円** の場合)

本人分 **30,000円**
+ 同一生計配偶者 **30,000円**
+ 扶養親族 **30,000円** × 2名
= 月次減税額 **120,000円**

	令6年6月	令6年7月	令6年8月	令6年9月	令6年10月
源泉徴収税額	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円
減税額	0円	0円	0円	15,000円	0円
徴収額	35,000円	35,000円	35,000円	20,000円	35,000円

(2) 年調減税事務

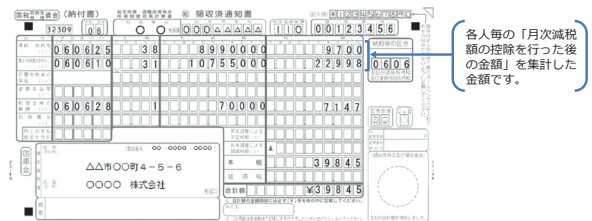
年末調整の際、年末調整時点での定額減税額に基づいて年間の所得税額との精算を行います。このとき、年末調整対象者であっても、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人は、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額から行います。定額減税は、住宅借入金等特別控除後の所得税額が限度額となります。

(3) 徴収高計算書(納付書)の書き方

俸給・給与等、賞与または役員賞与の税額欄は、月次減税額の控除を行った後の金額を集計したものを記載します。年末調整による超過税額の欄は使用しません。なお、月次減税額の控除等により、納付すべき額が0円になった場合は、納税額が0円の徴収高計算書(納付書)を税務署に提出します。年調減税事務で生じた過不足額は、通常の年末調整と同様の記載方法となります。

(記載例)〈納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)〉



出典:国税庁パンフレット「令和6年分所得税の定額減税のしかた」

② 住民税の特別徴収における定額減税

令和6年6月分の住民税の特別徴収は行わず、令和6年7月分から令和7年5月分の11か月分の所得割額から減税額を控除した額を均等に割り、特別徴収します。特別徴収税額の決定・変更通知書は、定額減税の対象か否かにかかわらず、例年通り5月中旬頃送付される予定です(送付時期が異なる自治体もあります)。なお、算出した減税額が所得割額を上回る場合は所得割額が減税の限度額となります。均等割額への減税の適用はありません。

2 個人事業主の定額減税

① 所得税の定額減税

予定納税第1期分から本人分の定額減税額が控除されます。第1期分で控除しきれない場合は第2期分で控除されます。控除しきれなかった場合や予定納税額が無い場合は、令和6年分確定申告(提出期限:令和7年3月17日)で減税することになります。

② 住民税の普通徴収における定額減税

普通徴収の第1期分の税額から減税し、減税しきれない場合は第2期分以降の税額から順次減税されます。

3 公的年金受給者の定額減税

① 年金機構等の公的年金の定額減税

年金機構等の公的年金(老齢年金)は、6月以降の源泉徴収税額から減税されます。6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税されます。

② 住民税における定額減税

(1) 令和6年度から年金天引きが開始となる方(年金天引き初年度の方)

普通徴収の第1期で定額減税を行い、控除しきれない場合は第2期以降で順次控除を行います。

(2) 年金天引きが継続となる方(前年度から継続の方)

年度後半の本徴収(10月分)で定額減税を行い、控除しきれない場合は12月以降で順次控除を行います。

※年度前半の仮徴収(4月、6月、8月)では定額減税を行いません。

給付の対象となる場合



次の対象となる方には、お住まいの自治体(市区町村)(※1)から給付についての案内がある予定です。

住民税非課税世帯の世帯主(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 1世帯あたり世帯主に7万円(※3)を給付。 世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
住民税均等割のみ課税される世帯の世帯主(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 1世帯あたり世帯主に10万円を給付。 世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる納税者等	<ul style="list-style-type: none"> 定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額を給付。

(※1) 給付事務は各市区町村で行われ、原則としてお住まいの自治体(市区町村)からご案内予定です。

(※2) 令和5年度個人住民税で判定されます。また、令和5年に収入が減少し、令和6年度個人住民税非課税世帯等となった場合も「新たに非課税等となる世帯」として同様の給付対象となります。

(※3) 令和5年夏以降に給付された3万円とあわせると、1世帯あたり計10万円の給付となります。

出典:財務省「令和6年度税制改正」パンフレット